

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
「地域の縁がわ」熊本モデルづくり計画

- 2 地域再生計画の作成主体の名称
熊本県

- 3 地域再生計画の区域
熊本県の全域

- 4 地域再生計画の目標
社会的背景

近年の少子高齢化の進展、家族機能やライフスタイルの変化、地域相互扶助の希薄化など、県民生活を取り巻く環境は大きく変化している中、福祉ニーズも増大・多様化している。特に、本県の高齢化率は平成16年10月1日現在23.2%（全国平均：19.5%）と全国より7年早く進行しており、実効性のある高齢化対策は急務の課題となっている。

これまでの取組とその課題

平成12年の社会福祉事業法の改正による社会福祉基礎構造改革の推進や、「地域」の役割が重点化されていく平成18年の介護保険制度改正や障害者自立支援法の動向等から、福祉事業にとどまらず、その他の関連分野の事業との連携の下、当事者を中心において、生活の拠点である地域で「ともに生きる」（地域共生）視点での総合的なサービスの確立が強く求められている。しかし、具体的な地域の人・資源を巻き込んだ仕組みづくりについては、未だに確立されていない状態である。

新たな取組み

そこで、本県では地域福祉推進の指針となる熊本県地域福祉支援計画「地域ささえ愛プラン」を策定し、目指すべき地域福祉のあり方として、住み慣れたところ、顔なじみの関係の中でお互いに支え合う場となる「地域の縁がわ」を核として展開を図ることとした。その具体例の提示として、県営健軍団地の建て替えと併せて、1階に福祉サービス拠点施設（健軍くらしささえ愛工房）を整備し、民間のノウハウや人材を活かしながら、地域と一体となって「地域の縁がわ」のモデルを形成することとしている。

この取組みを展開する熊本市健軍地区は、古くからの商店街や民家が多数集積している地区ではあるが、高齢化率が市全体の平均より6%程度高くなっており、ここでの地域共生の取組みは、県内いずれの地域でもモデルとなりうるものと期待している。さらに、この取組みで培った成果やノウハウを県内市町村や関係機関をはじめ、全国に普及させていく。

本県が目指す目標

昔から、日の当たる縁がわは、お年寄りや隣近所の人が情報交換をしたり、子どもたちが遊ぶ様子を見守ったり、若い母親に子育ての知恵を伝えたり、色々な人々の交

流の場であった。地域住民や商店街、校区社会福祉協議会等の地域との協働（パートナーシップ）作業を通して「地域の福祉力」や「地域の教育力」を再生・創造していき、「地域の縁がわ」を身近なところに創っていくことで、県民みんなで共に支え合う、住み続けたい、終の住処として戻りたい、あるいは縁を結びたい、と思える「くまもと」を創造していく。

（目標達成のプロセス）

健軍くらしささえ愛工房での取組みを、地域と一体となった当事者中心の総合的な福祉サービスモデルとして確立すること。（顔なじみのサービス利用者の延べ利用人数：年間15,000人）

健軍くらしささえ愛工房での取組みに地域住民や地元商店街など地域の各団体等が参画し、地域全体の活性化モデルとなること。（サービスへの参加を前提としたボランティア育成数：年間150名程度、各団体リーダー育成数：年間10名程度）

健軍くらしささえ愛工房での取組みで得られた成果やノウハウが、県内市町村や関係機関等へ普及していき、県内各地に「地域の縁がわ」が創られること。（75カ所）

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

建て替えを行う県営団地の1階に「地域の縁がわ」のモデルとしての福祉サービス拠点施設（健軍くらしささえ愛工房）を県が整備し、この施設をNPO法人に貸し付け、当該NPO法人がそのノウハウや自由な発想・工夫・ネットワークを活かして、子どもからお年寄りまで、障害の有無にかかわらず、地域と一体となった総合的な地域福祉サービスをコーディネートし、パッケージにして提供する。

更にこの施設で、この地域福祉サービスを担うボランティア等の育成プログラムの開発と人材育成を行うとともに、県内各地からの実習生の受入れ等による福祉のまちづくりリーダーの育成を行う。

これらの取組みは、これまでの行政による、施設・給付中心の福祉サービスから、NPO法人等が主体となった、生活の拠点である地域において、地域の人々と「ともに生きる」（地域共生）視点で、新たな福祉サービスの提供を目指すものである。

さらに、このような地域との協働による活動を通じて、「地域の福祉力」や「地域の教育力」も再生・創造していく仕組みを確立することで、県内はもとより、全国のモデルケースとなるものと考えている。

なお、当該NPO法人が行う事業は、連携団体（それぞれの福祉分野で既に先駆的活動に取り組む、NPO法人を構成する団体）のノウハウを活かして、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援等を含めて、地元商店街や地域の各団体等とのネットワークで行っていくものであり、県は情報提供や調整、その他目標達成に必要な支援を積極的に行っていく。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

地域再生に資するNPO等の活動支援（内閣府）C2001

平成17年度に当該支援措置により実施した事業によってNPO法人が構築した、地域資源を活用した新たな地域福祉サービス創造のノウハウや、「基盤づくり」に必要な人材育成のシステムを活用・更に発展させ、地域課題解決に向けたボランティアによる具体的、日常的実践活動を実施する。ボランティアの実践活動と実効性のあるネットワークにより、新たな地域課題にも対応できる地域の人・資源を巻き込んだ仕組みづくりに取り組み、地域の「福祉力」や「教育力」の創生と再生を行っていく。

（1）地域資源とのネットワークによる新たな地域福祉サービスの提供

地域の“縁がわ”づくり

商店街等と連携した不登校など地域の若者の居場所づくり

不登校や地域社会に出て行けず引きこもっている若者たちの癒し、語り、学び、体験しながら新しい自分を発見していく居場所づくりを、近隣の高校や、大学、或いは看護協会や医療機関、同じ課題認識を持つ民間の団体等と連携し、商店街の空き店舗を活用して取り組んでいく。

地域の“ちから”おこし

地域の「暮らし」に密着した地域活性化プロジェクト

で結成されたボランティアグループと商店街各店舗や地元企業などが連携し、高齢者や障害者の買い物や「暮らし」を総合的にサポートする事業を展開する。

具体的には、商店街などでの買い物の移動や荷物運びをサポートする買い物パートナー（ガイドヘルパー）、買い物に出るのが厳しい高齢者や障害者への買い物御用聞きや宅配事業など、地域の「暮らし」に密着した活動で、商店街ひいては地域の活性化を促していく。

地域の“結い”づくり

地域ボランティアによる見守りや生活支援活動

地域の市民活動団体と連携して、ボランティアグループを立ち上げ、地域の一人暮らし高齢者や引きこもりがちな障害者等を対象に、見守り活動や「ちょっとしたお手伝い」型の生活支援活動を行う。

また、将来的には、認知症高齢者や通学中の子どもたちの見守り、或いは災害時の要支援者への対応等、日常的、継続的活動に発展させていく。

（2）「地域の縁がわ」を支える基盤となる地域人材の育成

平成17年度にNPO法人が開発した人材育成プログラムを、更なるスキルアップの実践型プログラムに発展させる。そして、(1) ~ のそれぞれの取り組みの担い手を育成する。具体的には、支え合い意識の高揚を広く啓発し、具体的なボランティア活動に繋げながら、地域福祉をツールとした具体的な活動を行っていく「地域の縁がわ」を支えるリーダーを幅広く育成していく。

支え合い意識の高揚

これまで地域福祉活動やボランティアと接点がなかった地域住民の方々に、高齢者や障害者に対する理解を深めていくとともに、地域住民みんなで支え合う意識やボランティア活動等への参加意欲を高めることにより、裾野の広い人材育成を図る。

フォーラムの開催

健軍くらしささえ愛工房開設一周年記念事業として、10月下旬から11月上旬にかけて「健軍くらしささえ愛工房の活動がもたらしたもの(仮)」とタイトルしたフォーラムを開催する。

近隣小・中学校を対象としたボランティアキャラバンによる体験学習

小・中学生の、障害に対する理解を深めボランティアの重要性を知ってもらうため、ボランティアキャラバンとして小・中学校を訪問し、体験学習を行う。

だれでんボランティアの育成

地域福祉活動に興味を持ち、これから関わっていこうとする人々や、もっと深く理解し参画していこうと考えている人々など、実際に地域福祉活動を支える戦力となるボランティア人材を育成する。

ボランティア育成講座の開設

健軍くらしささえ愛工房において、基礎的な知識の学びの他に実際、高齢者・子ども・障害を持つ人々との関わりを通し対人援助の方法等を学ぶ。

子どもによるヘルパーやお弁当宅配などのボランティア活動の実践

前年度、当該校区の小学生と実施した「ふれあいランチ」配達の回数を増やすと共に、ランチ利用者(高齢者)とのコミュニケーションを深めその人にとって地域で生活を継続していくことの大切さを学ぶ。

地元の企業・法人と連携した団塊の世代に対するボランティア講座

健軍くらしささえ愛工房の周辺の企業(銀行・デパート他)や官公庁等(県庁・市役所・自衛隊・大学を始めとした学校・医療機関・福祉施設他)に赴き、退職後のボランティア活動への参加を勧める。参加(企業)者を募り講座を開催し、育成を行う。

「地域の縁がわ」を支える福祉のまちづくりリーダーの育成

地域住民や市民活動のリーダーなどによる地域福祉塾の開催

健軍くらしささえ愛工房において、県営団地周辺地域の関係機関(商店街、校区社協等)をリードするキーマンに、地域福祉に関する基礎知識と活動の取り組み例、動機付け等を行い、福祉のまちづくりリーダーとして育成する。

(3) 県内各地の「地域の縁がわ」を支える福祉のまちづくりリーダーの育成

健軍くらしささえ愛工房において、県内全域からの実習生の受入れ及び研修会を開催する。特に新規採用時の教師、官公庁職員の初任者研修プログラムに「健軍くらしささえ愛工房」におけるボランティア体験を働きかけていく。

5 - 3 - 2 支援措置によらない独自の取り組み

(1) 総合的な地域福祉サービスの提供（NPOが実施する事業）

先駆的な地域福祉サービスの提供を目指して、次の3つの視点を重視した事業展開を図る。

【地域資源を活用した当事者中心の総合的な福祉サービスの創造】

【要支援者も地域福祉の担い手となる福祉サービスの創造】

【利用者のみならず地域住民の声を反映した福祉サービスの創造】

地域の“縁がわ”づくり

地域の人とのふれあいの中で、いつでも気軽に利用できる地域の拠点づくり
通所サービス事業

高齢者や障害者をはじめ、希望する誰もが利用することのできる通所サービスを行う。

夜間一時預かり（ナイトケア）

高齢者、障害者、DV被害者（児）等の「かけこみ寺」として、夜間の一時預かりを行う。

障害をもつ当事者がサービスの提供者となる喫茶・軽食サービス

障害者が、地域住民が気軽に立ち寄れる喫茶・軽食サービスを行う。

地域の“結い”づくり

校区社会福祉協議会等と連携した人の結びつきを大切にする支え合いによる取組みづくり

訪問サービス事業

高齢者や障害者をはじめ、希望する地域の誰でも利用できる生活支援サービス（訪問介護事業）を行う。

地域生活相談事業

広く住民を対象とした介護相談、生活相談、子育て相談、児童生活相談を受け付ける。

県営団地住民を含めた地域の緊急対応安心事業

県営団地の1階に24時間365日開所している健軍くらしささえ愛工房の特長を活かし、上階に生活する団地住民の緊急時における、相談・駆け込みに対応する。

また、団地以外に居住する一人暮らしの高齢者や障害をもつ人々への見守りを消防署・民生委員・自治会等と連携強化する。

地域の“ちから”おこし

商店街や子育てサークルなど地域の資源や人材を活用した新たな事業展開
配食サービス事業

健軍くらしささえ愛工房において調理した弁当を、買い物や調理が困難な高齢者、障害者へ宅配する。

障害者就労支援に伴う製品販売事業

授産施設や作業所で作られた製品の陳列販売を行う。

地域の「井戸端会議」形成事業

研修会、育児相談等の子育て支援と世代間交流、育児体験発表等の子育て支援活動を行う。

(2) 「地域の縁がわ」を支える基盤となる地域人材の育成（NPOが実施する事業）

地域福祉の推進を広く啓発し、具体的なボランティア活動に繋げながら、地域福祉をツールとした具体的な活動を行っていく、「地域の縁がわ」を支える人材を幅広く育成していく。

支え合い意識の高揚

支援措置によるものが県民・市民を対象にしたものであるのに対し、この取り組みは校区・町内会レベルのいわば顔の見える人々への啓発事業と位置づけている。具体的には、自治会集会や校区の祭り等に参加してその重要性を具現化する。

だれでんボランティアの育成

支援措置によるものが県民向けのものに対し、この取り組みでは町内に生活する人々、例えば子育て・孫育てを終えた70歳代の人々を講師に招き「知恵や工夫」を伝授する催し等を企画し、地域貢献の仕掛けづくりを行う。

福祉のまちづくりリーダーの育成

支援措置によるものが昨年に続き、機関・団体等を対象にしたもの(健軍福祉塾)であるのに対し、この取り組みは校区社会福祉協議会(自治会・老人会・子ども会等が構成員)に絞って働きかけを行う。具体的には、熊本市の助成事業で行われている「まちづくり研究会・委員会」に参加して、側面的に「地域の先導役づくり」支援を行う。

(3) 県内市町村や関係機関等への普及啓発（県が実施する事業）

施設運営で得られたサービスの仕組みやノウハウ、とりわけ、地域住民、地域の各団体のボランティアニーズや資源を把握し、具体的に参画につなげていくのか、各事業運営において、どのような企画と工夫により、日常的な利用者間の交流、あるいは地域との交流につなげていくのか、このような取組を、商店街の活性化や地域の活性化にいかにつなげていくのか、等を集約し、県下市町村や関係団体への普及に取り組み、各地域の実情に応じて、その地域に即した「地域の縁がわ」として、県内の随所で展開されていくように働きかける。

事例発表会や意見交換会の実施

先進事例の発表会や実務者の意見交換会を実施する。

空き店舗等の地域資源の活用促進

市町村合併が進む中で使われなくなる公共施設、商店街の空き店舗等、地域資源を通じた取組みに活用していくよう、商店主等に働きかける。

健軍くらしささえ愛工房での取り組みの情報発信

健軍くらしささえ愛工房での取り組みの成果を全国にも発信していく。

(4) 熊本県地域福祉支援計画「地域ささえ愛プラン」の推進

本県では、地方分権が進んでいる状況の中で、地域住民に最も身近な市町村の地域福祉を推進しながら、共に支え合う社会づくりを進めていくため、平成16年3月に熊本県地域福祉支援計画「地域ささえ愛プラン」を作成した。

計画では、「ともに創る『地域共生』くまもと」を目標としており、その達成のために、県内各地に多様な主体によるサービスを創っていくこととしている。そのために、次の3つの戦略を行っていく。

わがまち自慢の福祉でまちづくり

NPO、社会福祉協議会、市町村、県などで実施しているモデル的取組の紹介や、個性豊かな取り組みへの支援策を示しながら、多様な福祉サービスのあり方を発信する。

安心の礎

多様な福祉サービスが創り出され、それが質の高いサービスとなるような基盤の整備を、市町村等と連携を図りながら進めていく。

地域福祉のビジョンづくり

住民が短期・長期的に安心して福祉サービスを受けられるよう、多様な福祉サービスを計画的に創っていくために必要な市町村の福祉ビジョンを支援していく。

6 計画期間

平成17年度～22年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

NPO法人とは、研究開発したサービスの成果及び問題点の分析等の定期的な報告と、事業計画、実績等についての意見交換を実施し、その内容について地域福祉推進の有識者会議である「地域福祉推進委員会」（「地域ささえ愛プラン」の諮問・答申も実施している）で評価、改善すべき事項の検討等を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。